

●建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案

背景・必要性

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、**担い手の確保が困難**。

(参考1) 建設業の賃金と労働時間

建設業*	417万円/年	(▲15.6%)	2,022時間/年	
全産業	494万円/年		1,954時間/年	(+3.5%)

*賃金は「生産労働者」の値
出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和4年) 出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(令和4年度)

(参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合()内

[H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R4] 479万人(7.1%)

出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出

- 建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、**処遇改善、働き方改革、生産性向上**に取り組む必要。

処遇改善

賃金の引上げ

労務費へのしわ寄せ防止

資材高騰分の転嫁

**働き方改革
生産性向上**

労働時間の適正化
現場管理の効率化

担い手の確保

持続可能な建設業へ

法案の概要

1. 労働者の処遇改善

- 労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務化**

➡国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告

- 標準労務費の勧告**

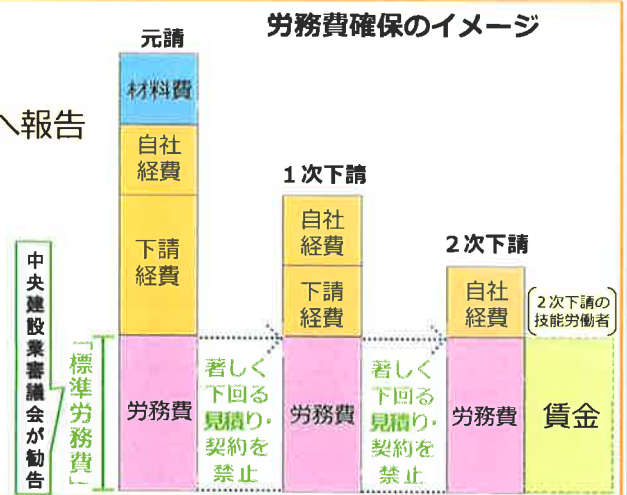
・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告

- 適正な労務費等の確保と行き渡り**

・著しく低い**労務費**等による**見積り**や**見積り依頼**を禁止

➡国土交通大臣等は、**違反発注者に勧告・公表**
(違反建設業者には、現行規定により**指導監督**)

- 原価割れ契約の禁止**を受注者にも導入



2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

- 契約前のルール**

- ・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(**リスク**)の**情報**は、受注者から注文者に**提供**するよう**義務化**
- ・資材が高騰した際の**請負代金**等の「**変更方法**」を**契約書記載事項**として**明確化**

- 契約後のルール**

- ・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「**変更方法**」に従って**契約変更協議**を申し出たときは、注文者は、**誠実に協議に応じる努力義務*** ※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる**義務**

3. 働き方改革と生産性向上

- 長時間労働の抑制**

- ・**工期ダンピング対策**を強化

(著しく短い工期による**契約締結**を受注者にも禁止)

- ICTを活用した生産性の向上**

- ・現場技術者に係る**専任義務**を**合理化**(例. 遠隔通信の活用)

- ・国が**現場管理**の「**指針**」を作成(例. 元下間でデータ共有)

➡特定建設業者*や公共工事受注者に**効率的な現場管理**を**努力義務化** ※多くの下請業者を使う建設業者

- ・公共工事発注者への**施工体制台帳**の**提出義務**を**合理化**

(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)



技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示



【目標・効果】 ・全産業を上回る賃金上昇率の達成 (2024~2029年度)

(KPI) ・技能者と技術者の週休2日の割合を原則100% (2029年度)

「建設業法」等改正について

今国会に4法「建設業法」、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」、「公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律」及び「測量法」の改正法案を提出。

(施行期日)

公布の日から1年6月を超えない範囲内で政令で定める日から施行。

(一部、公布の日、3月を超えない範囲内、6月を超えない範囲内)

▶国交省は「標準労務費検討業務」の企画競争を実施中。過去に国交省が発注した直轄工事約3万件を対象に1000種類以上ある工種の規格ごとに歩掛の使用頻度、工種と歩掛との相関などを分析・整理し、その上で、標準的な規格を決める。(履行期限は2025年3月25日。)

(法案のポイント)

○「標準労務費」の勧告

2次下請の技能労務費を「標準労務費」と位置づけ、著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止。建設工事の関係者が立場を超えて労務費の適正さを判断するための「ものさし」となる。

「不当に低い請負代金の禁止」を条項に追加することで、原価割れ契約を受注者にも禁止。

また、労務費以外に材料費と、法定福利費など省令で別途定める材料費等その他建設工事施工に必要な経費の内訳、工事行程ごとの作業、その準備日数を記載した「材料費等記載見積書」の作成を促す。

○資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は誠実に協議に応じる努力義務を条項追加。

○その他

働き方改革と生産性向上

長時間労働の抑制(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)

ICTを活用した生産性の向上(例:遠隔通信の活用)

「公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律案」概要

議員立法で成立した標記の法律が今国会において議員立法で修正されました。経緯や主な改正内容は以下のとおりです。

1. 背景

建設工事やその調査、設計の担い手である建設業者等は、厳しい就労条件を背景に就業者の減少が深刻化し、本年度から建設業への時間外労働の上限規制が適用されているなど、担い手確保、地域建設業の維持、生産性向上が急務となっている。また、発注者側においても、関係事務に携わる人員が減少し、発注体制の強化が課題となっている。

こうした状況を踏まえ、まずは公共工事の取組みからこれらの課題への対策を加速化し、民間工事を牽引していくことにより、将来にわたる公共工事の品質確保の促進を図るとともに、持続可能な建設業等を実現していく必要がある。

2. 主な内容

災害応急対策工事等の保険料(第7条第1項1号<追加>第8条第5項<追加>)

災害応急対策工事等を実施する受注者は、当該災害応急対策工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償及び当該災害応急対策工事等の実施について第三者に加えた損害の賠償に必要な金額を担保するため、当該災害応急対策工事等の実施に当たり、適切な保険契約を締結するよう努めなければならない。

災害応急対策工事等の予定価格に健康保険等の保険料のほか、追加的に必要となる保険料を反映する。

予定価格(第7条第1項2号<追加>)

価格に加え、工期、安全性、生産性、脱炭素化に対する寄与の程度その他の要素を考慮して総合的に価値の最も高い資材、機械、工法等(新たな技術を活用した資材、機械、工法等を含む。)に必要な費用を適切に反映した積算を行うよう努める。

競争参加資格者(第7条第1項7号<追加>)

地域における公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるよう、地域の実情を踏まえ、競争に参加する者に必要な資格、発注しようとする公共工事等の規模その他の入札に関する事項を適切に定める。

スライド条項(第7条第1項13号<追加>)

市場における労務及び資材等の取引価格の変動に基づく請負代金の額の変更及びその適切な算定方法に関する定めを設け、当該定め適用に関する基準を策定するとともに、当該契約の締結後に当該変動が生じたときは、当該契約及び当該基準に基づき適切に請負代金の額の変更を行う。

新たな随意契約(競争が存在しないことの確認による方式)(第21条<新設>)

発注者は、その発注に係る公共工事等に必要な技術、設備又は体制等からみて、その地域において受注者となろうとする者が極めて限られており、当該地域において競争が存在しない状況が継続すると見込まれる公共工事等の契約について、当該技術、設備又は体制等及び受注者となることが見込まれる者が存在することを明示した上で公募を行い、競争が存在しないことを確認したときは、随意契約によることができる。

労務費等に関する実態調査等(第27条<新設>)

下請負人その他の公共工事を実施する者に対して市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金が支払われるとともに、下請負人等により公共工事に従事する者に対して適正な額の賃金が支払われるよう、公共工事の請負契約の締結の状況及び下請負人等が講じた公共工事に従事する者の能力等に即した評価に基づく賃金の支払その他の公共工事に従事する者の適切な処遇を確保するための措置に関する実態の調査を行うよう努めなければならない。

国は、下請負人等に使用される公共工事に従事する者に対して適切に休日を与えられるよう、その休日の付与の実態の調査を行うよう努めなければならない。

国は、調査の結果を公表するとともに、その結果を踏まえ、公共工事に従事する者の適正な労働条件の確保のために必要な施策の策定及び実施に努めなければならない。